

<別表2> 受講対象者の要件

a 組織運営系	(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者 ※1
	(2) 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	常勤職員が20人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者 ※1
b 福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者 ※2
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	イ 上記以外の資格で、機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 ※2
	(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	ア 大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者 ※2 イ 民間企業や非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2

<受講資格要件を証明する書類>

「勤務証明書」と、福祉系の資格がある場合は「資格証」の写しを提出すること。

- ※1 20人以上の組織を統括している（又はしていた）ことの客観的な証明となる書類を確認します。具体的には、勤務証明書の他に事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿の写しなどが考えられます。申請者の申告のみでは認めません。
- ※2 資格取得後に3年以上経験を有することが必要です。資格証、勤務証明書などを提出いただき確認します。なお、(主任)介護支援専門員資格・相談支援専門員資格がある方については経験年数の証明は必要ありませんので、資格証の写しだけで結構です。

注1：継続研修修了者で、専門領域の拡大を目指す方は受講資格を証明する書類の提出は必要ありません。

注2：継続研修修了者で評価調査者資格を拡大したい方(aまたはbからcへ)は、拡大したい資格要件の必要書類(上記※1または※2)を添付して下さい。

注3：上記全ての受講資格要件について資格証、経歴書を元に、審査委員会で審査の上、受講資格を決定します。なお、経験年数は受講申込日現在とします。